

8 1 1 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

1. 特例を設ける趣旨

特区において、大学等の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「地域の集積が高い等の特別の理由」について

例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点とされ区画整理がなされていること等により物理的に所要の土地の取得が事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、やむを得ない特別の理由がある場合が想定されます。この理由については、特区認定の申請の際に、地方公共団体が内閣総理大臣に対して証明を行う必要があります。

※ 「所要の土地」

大学等を設置する際に最低限必要とされる大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条に規定されている校地面積の土地のことです。
なお、この最低限必要な校地面積基準については、平成15年4月1日の大学設置基準の改正により、「収容定員上の学生一人当たり10㎡」となっています。

(2) 「大学の教育・研究に支障が生じないもの」について

特区に集積している他の大学、研究所等と連携することにより効果的な教育を行うことが可能な場合等、当該大学の教育研究の実態からして、十分な教育効果が得られることが明らかな場合等が考えられますが、最終的には、それぞれの実態に対応して判断することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類
特になし

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定された特区計画に基づいて、一定の要件を満たす株式会社（以下「学校設置会社」という。）は学校を設置することができます。

学校設置会社は、業務状況書類等を作成し、入学希望者等の請求に応じて閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について評価を行い、その結果を公表するとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の設置認可等については、特区法第12条第8項の規定に基づき、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校の設置については、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上での文部科学大臣による認可が必要となります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記②に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を

設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が添削指導、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、それらの活動が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。これについて、学校と異なる教育施設において、当該学校の看板が掲げられていたり、学校が備えるべき表簿が保管されていたり、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者に添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行わせたりしているなど、学校設置事業と学校と異なる教育施設による教育事業とが渾然一体となった運営がなされることは不適切です。

なお、学校設置会社が、学校設置事業とは別に、学校教育以外の活動（学校教育での指導について生徒の理解を深めるための解説など）を行うことは差し支えありません。

また、特区計画を策定するに当たっては、次に掲げる関連通知の内容を踏まえて策定する必要があります。詳細は担当省庁にお問い合わせください。

- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成24年9月21日付け24文科初第580号）
- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成29年1月27日付け府地事第78号、28文科初第1401号）
- ・ 学校設置会社が通信制の課程を置く高等学校を設置する場合にあつては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（平成28年9月30日付け28文科初第913号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について（通知）」（平成30年3月23日付け29文科初第1765号）、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科初第2124号）、「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和5年2月1日付け4文科初第2033号）、

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について」（令和5年2月28日付け事務連絡）及び「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定について」（令和5年11月20日付け事務連絡）

- ・「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）」（令和5年9月11日付け府地事第644号、5初初企第26号）
- ・「構造改革特別区域基本方針の一部改正（構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業関係）について（通知）」（令和6年6月28日付け府地事第494号、6文科初第809号）

（注）学校においては、学校教育法や同法に基づく学習指導要領など、法令に基づく適切な教育を実施する必要があります。このため、認定地方公共団体においては、4.（2）③及び⑤のとおり、学校への適切な指導・助言が可能となるよう、審議会等において学校設置会社による学校設置事業の運営状況について審議するとともに、認定地方公共団体の事務局に学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる職員を担当部局に配置し又は協定に基づき都道府県より学校に対する恒常的な指導監督に係る指導、助言等を受けるなどにより、適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根ざした産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施及びその結果の公表（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

（2）学校設置会社の資産要件及び役員要件について

- ① 上記２．にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）です。（特区法第１２条第２項）
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準は文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。これまで、株式会社立高等学校において28校中3校が廃校していますが、このすべてのケースにおいて、速やかな募集停止が行われず、在校生がいながらにして廃校に至っています。加えて廃校に至るまで期間が極めて短く大きな混乱を招いたことを踏まえ、審査基準が過度に緩やかであると設置及び運営に真に必要な財産の保有を確認できないおそれがあることから、認定地方公共団体が審査基準を定める際には、文部科学大臣所轄学校法人に対する審査基準、当該認定地方公共団体を包括する都道府県の定める私立学校審査基準及び文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）も参考にすることが必要であり、こうした基準と異なる基準を定める場合には合理的な説明が求められます。特区計画の認定申請にあたっては、少なくとも、認定地方公共団体の審査基準、完成年度までの収入・支出の見通し及びその根拠並びに児童生徒・学生確保の見通しを合理的に説明できるデータを参考資料として添付してください。なお、平成19年に、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業が全国展開されており、地方公共団体からの校地・校舎の借用などによっても学校の設置ができることになっています。
- なお、学校運営の継続性・安定性の担保の観点から、認定地方公共団体の審査基準が過度に緩やかであり、真に必要な財産の保有を確認できない場合、計画が認定されないことがあります。
- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、特区法の規定（第１２条第２項）のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、特区計画の申請までの間や学校の認可等を行う際に、審議会等による面接や履歴書の確認等により、個別具体的に判断することとなります。

（３）情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成１５年３月３１日文部科学省令第１７号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

（４）評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校１年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。
 - ・地域との関わり（特区内の地域人材・資源の活用、特区内の経済的・社会的貢献）
 - ・株立学校としての特色ある取組（株式会社としての資源活用）
 - ・特区計画の実施状況
 - ・学校教育法・各種設置基準・学習指導要領等の遵守に係る状況
 - ・教育の状況（通信教育の実施※、教育課程、多様な生徒への対応）
 - ・施設・設備の状況（施設・設備、校具・教具）
 - ・組織・学校運営の状況（教員配置、通信連携協力施設の管理※、情報の公表、届出）
 - ・経営状況（役員要件、株式状況、資産要件）
 - ・その他、各自治体で既設もしくは必要と考える項目等※通信制高校に限る

また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客観性・専門性の確保に留意する

必要があります。

- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が求められます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが求められます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があります、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。
- ③ 認定地方公共団体は、毎年度、取りまとめた評価結果を、以下（６）に記載する審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘事項等）と併せて、内閣府へ報告することが求められます。

（５）セーフティネットについて

- ① これまで、複数の株式会社立学校において、事前の募集停止等の措置もなく、在校生がいながらにして廃校に至った結果、大きな混乱が生じたことがあったことを踏まえ、学校の経営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、在学者の適切な修学を維持することができるように、認定地方公共団体は、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、当該学校の教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、予め必要な準備を進めておくことが求められます（特区法第１２条第７項）。

具体的には、近隣の学校への転学のあるもののほか、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受け入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置することや、適切な情報提供を行うこと、学校設置会社に対し適切な対応を要請することに加え、認定地方公共団体においてもそうした事態に備えた適切な計画を予め立てることが求められます。

（６）審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の

長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学者）、当該学校の種類の校長経験者などを想定）、会計に関し学識経験を有する者（会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定）が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。

③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況（学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等）はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。

④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していただくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

（1）通信制の課程を置く高等学校の設置事業を行う場合には、特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄に、添削指導、面接指導及び試験ごとに、

それぞれの実施方法及び実施場所を明らかにしてください。また、通信教育連携協力施設を設ける場合には、これらの施設との連携・協力内容及び各施設において行われる活動の内容について記載するとともに、構造改革特別区域外の施設で面接指導等を行わないことを明らかにしてください。

(2) 特区計画（別紙）「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の事項を記載してください。

- ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に審議会等の構成及び審議事項
 - ・審議会等の構成員については、その数、構成員の属性を記載してください。その際に、構成員として、少なくとも学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が必ず任命されることが明らかになるように記載してください。
- ④ セーフティネットの整備
 - ・想定される当該株式会社の対応及び地方公共団体における計画を具体的に記載してください。
- ⑤ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体における学校設置事業に対する適切な指導監督体制が恒常的に確保されていること
 - ・地方公共団体においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置事業に対して恒常的に適切な指導監督体制が確保されている必要があります。したがって、少なくとも（ア）と（イ）のいずれかの措置を講ずることにより、恒常的に適切な指導監督体制を確保することを客観的かつ具体的に明らかにしてください。
 - （ア）地方公共団体において、学校設置会社の設置する学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる職員を担当部局に配置すること
 - ・通信制高等学校を設置する場合は、担当部局に高等学校での管理職経験者又は指導主事等の高等学校に関する教育行政経験者を配置し、恒常的な指導・監督を行うことのできる環境を整備してください。
 - （イ）特区計画に記載された構造改革特別区域が存する都道府県との間に、学校設置事業に対する恒常的な指導監督についての指導、助言、

その他の援助に関する協定を文書により締結すること

(注) 本特例措置を活用して設置された学校において、違法・不適切な学校運営が行われ、生徒に不利益を負わせるような事態を招き、認定地方公共団体に対して構造改革特別区域法第8条の規定に基づく措置要求が行われた事案を踏まえ、地方公共団体においては、同様の事態が生じないように、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ・「適切な指導監督体制」とは、設置する学校の学校種、教育上の特別のニーズ、学校運営の特徴など学校設置事業の内容に応じて、個別具体的に判断されることとなります。なお、設置する学校が通信制の課程を置く高等学校である場合にあっては、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数等を踏まえて、学校教育法その他の関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営を担保するための指導監督を行うことができる体制について、客観的かつ具体的に記載してください。
 - ・適切な指導監督を行う前提として、地方公共団体における構造改革特別区域法ほか関係法令順守を徹底する体制について具体的に記載してください。
- ⑥ 学校設置会社において、各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産を有すること(資産要件)が確保されていること
- ⑦ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が役員要件に適合することを確認していること
- ・確認方法の例としては、審議会等による面接や役員の履歴書の確認等が考えられます。また、役員が交代する場合も役員要件に適合していることを確認することが必要となりますので、役員交代時の役員要件の適合性について審議会等において審議する、役員の状況について地方公共団体への届出事項として取り扱う等の対応が望ましいです。
- ⑧ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること
- ・学校設置会社においては、当該学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努める旨を記載してください。
 - ・高等学校以下の学校を設置する場合は、教員の免許取得状況を記載してください。なお、臨時免許状は、他に普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り利用することができる免許状であり、また、免許外教科担任制度は、ある教科の教授を担任すべき教員を、とりうる手段を尽くしても採用することができない場合に例外的に利用できる制度です。「免許外教科担任の許可等に関する指針」(平成30年10月5日

付け文部科学省初等中等教育局教職員課策定）の内容も踏まえつつ、各制度の趣旨を踏まえた教員配置となるよう計画してください。

（３）その他

- ① 学校（大学・大学院及び高等専門学校を除く。）の設置認可は、認定地方公共団体により、学校教育法やその政省令、認定地方公共団体が策定した設置認可基準等の客観的な基準に基づいて行われる必要があります（なお、文部科学省が定める学校設置基準は、設置時における最低の基準であり、学校は、設置後も引き続きこの基準を維持しつつ、更なる水準の向上を図ることに努めなければなりません。②において同じ。）。
- ② 特区計画の内容が、大学・大学院及び高等専門学校の設置又は収容定員に係る学則変更等に関するものである場合、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣の認可を得ることが必要となります。また、大学の学部、大学院の研究科の設置等であって、学位の種類や分野の変更を伴わず、認可でなく届出を要するものについても、特区計画の変更の認定後、別途、文部科学大臣への届出を行う必要があります。上記のいずれについても、当該認可申請又は届出に先立ち内閣総理大臣より特区計画の認定を受けることが必要です。
- ③ 特区計画認定申請後の過程において、当該計画上に法令違反・不適切な内容が多く認められる場合や、認定地方公共団体又は学校設置会社における過去の本特例措置の活用に当たり法令違反・不適切な学校運営・教育活動が多数確認され、これらに適切な対応がなされなかった経緯があるなど、適切な学校運営及び指導監督体制が構築されていると認められない場合には、計画を認定することは困難となります。
- ④ 文部科学省令で定める基準その他関係法令等を遵守していること、既に認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社にあつては、当該事業が適切に運営されていることが認められない場合には、計画を認定することは困難となります。

５．当該特例に係る特区計画申請の添付書類

- （１）審議会等の設置要綱等の案
- （２）学校設置事業を所管する認定地方公共団体の事務局の組織図、担当職員が専門的な知識及び経験を有することを示す資料、及び各担当職員の勤務形態（専任・兼任、常勤・非常勤（非常勤の場合は勤務日数）等）が分かる資料
- （３）４．（２）⑤（イ）に記載する協定文書（締結する場合に限る。）
- （４）学校設置会社において、各種設置基準に適合する施設及び設備又はこれ

らに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有することが確認できる資料

・少なくとも以下の資料は付する必要があります。

（ア）認定地方公共団体の審査基準

（イ）学校完成年度までの収入・支出の見通し及びその根拠

（ウ）児童生徒・学生確保の見通しを合理的に説明できるデータ

8 1 7 学校設置非営利法人による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

不登校児童生徒やＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるＮＰＯ法人があることから、地域のニーズと対応して不登校児童生徒等の支援の充実を図るため、このような実績のあるＮＰＯ法人について学校（大学及び高等専門学校を除く）の設置を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童生徒等又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をＮＰＯ法人の設置する学校が行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、一定の要件を満たすＮＰＯ法人（以下「学校設置非営利法人」という。）は学校を設置することができます。

学校設置非営利法人は業務状況書類等を作成し、入学希望者等に閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校について評価を行い、その結果を公表するとともに、経営悪化等学校経営に支障が生じた場合には在学生の修学の継続が確保できるようセーフティネットを構築しなければなりません。

また、学校設置非営利法人が設置する学校の設置認可等については、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。

なお、平成２９年１月、基本方針の改正等により、特例措置番号８１６（学校設置会社による学校設置事業）の運用を改善しました。本特例措置の活用にあたっては、８１６の運用改善の趣旨を踏まえ、地方公共団体における適切な指導監督体制の確保や、審議会等の活用を通じた問題の発生防止、早期発見、発生時の速やかな対応を行う仕組みの構築等に努めてください。

3. 基本方針の記載内容の解説

- （１）上記２．にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置非

営利法人の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）、④不登校児童等に対する教育活動に実績が相当程度あること、です。

- （２）資産要件及び役員要件については、８１６のマニュアルを参照のこと。
- （３）「実績が相当程度あること」とは、不登校児童生徒や学習障害（ＬＤ）・注意欠陥／多動性障害（ＡＤＨＤ）のある児童生徒等特別の配慮を必要とする児童生徒を対象とした活動を相当期間行っており、これらの児童生徒の利益の増進に寄与していると認められるものを指し、不登校児童生徒等を対象とした当該学校設置非営利法人の活動状況や地域の実情等を踏まえ、認可権者である認定地方公共団体において判断することとします。
- （４）情報公開・評価の方法・セーフティネットの内容・設置等に係る審議会等については、８１６のマニュアルを参照のこと。

４．特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- （１）特例措置の内容の欄に以下の事項を記載してください。
 - ① 当該学校設置非営利法人の設置する学校が不登校児童等を対象とした教育を行うことにより、当該特区における学校教育の目的の達成に資すると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
 - ② 当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等の構成

５．当該特例に係る特区計画申請の添付書類 特になし

8 2 2 公私協力学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方公共団体と民間主体との連携・協力により、地方公共団体による一定の支援と関与のもと、民間のノウハウや人材を活用しつつ、地域の教育ニーズに効果的、効率的に対応した特色ある学校教育の機会の提供が図られるよう、構造改革特別区域において、公私協力方式による高等学校及び幼稚園の設置の促進を図るものです。

2. 特例の概要

高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人（協力学校法人）を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続のうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことを以てこれに代えるものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）基本的な用語の解説

- ① 「公私協力学校」は、地方公共団体が内閣総理大臣から本事業に係る特区計画の認定を受けた場合に、当該特区計画により設置すべきものとされる学校です。公私協力学校は、地方公共団体と学校法人との連携及び協力により設置・運営されるものであり、地方公共団体が特区計画を通じて実現しようとする教育は、公私協力学校において、その提供がなされることとなります。
- ② 「協力学校法人」は、公私協力学校の設置及び運営を目的として設立される学校法人であり、地方公共団体が地域ニーズに対応した教育を提供するために策定した公私協力基本計画に基づき、当該教育を実施する公私協力学校を設置・運営します。
- ③ 「協力地方公共団体」は、内閣総理大臣から特区計画の認定を受けた地方公共団体であって、協力学校法人が公私協力学校の設置・運営を行う際の連携及び協力の相手方となる地方公共団体です。

（2）公私協力学校の設置、協力学校法人の設立等に係る手続について

- ① 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁が異なる場合、協力学校法人（又は指定設立予定者）が所轄庁に対して以下のアからエの申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合、協力地方公共団体の長は、その申請又は届出に

係る事項に関して意見を付すことができ、また、所轄庁はその意見に配慮しなければなりません。

ア 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請

イ 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

ウ 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請

エ 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

オ 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出

- ② 協力学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければなりません。

(3)「公私協力基本計画」について

- ① 公私協力基本計画は、協力地方公共団体の長が、公私協力学校の設置・運営や公私協力の在り方に関する基本的な事項として規定するものです。公私協力基本計画では、以下のアからエの事項を必ず定めなければなりません。

ア 収容定員に関する事項

イ 授業料等の納付金に関する事項

ウ 施設設備の整備、運営費の助成に関する事項

エ 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

このほか、次に掲げる事項を定めるよう努めることとされています。

(1) 教育目標に関する事項

(2) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの(学級の編制、入学者の選抜に関すること等)

- ② 協力地方公共団体の長は、地域の教育の需要の状況の変化等により公私協力基本計画の変更が必要であると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができます。
- ③ 協力地方公共団体の長が公私協力基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(4) 公私協力学校の設置・運営を行うべき者の「指定」について

- ① 協力地方公共団体の長による公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定は、公告された公私協力基本計画に基づき学校を設置・運営しようとして、その旨の申し出を行った者のうちから行うものとします。協力地方公共団体の長は、申し出を行った者が、公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すると認めるときでなければ指定をしてはなりません。
- ② 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づいて適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、公私協力学校に係る指定を取り消すことができます。その際、指定の取消しを受けた協力学校法人は、公私協力学校の廃止の認可を所轄庁に申請しなければなりません。

(5) 「公私協力年度計画」及び収支予算について

- ① 公私協力年度計画は、協力学校法人が、毎会計年度、公私協力学校の運営に関して作成する計画のことです。公私協力年度計画では、以下のアからオの事項を必ず定めなければなりません。
 - ア 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - イ 授業料等の納付金の額
 - ウ 学級の数及び規模
 - エ 教職員の数及び配置
 - オ 入学者の選抜方法
 - カ ア～オに掲げるもののほか、公私協力基本計画により公私協力年度計画に記載することとされた事項なお、このほか、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画について、定めることが望まれます。

- ② 協力学校法人は、公私協力年度計画及び毎年度の収支予算について、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならないものとします。また、これを変更しようとするときも同様の認可が必要です。
- ③ 協力地方公共団体の長は当該認可の決定（変更の認可を含む）に際しては、あらかじめ、教育委員会に協議しなければなりません。

(6) 協力学校法人に対する助成措置等について

- ① 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置認可を受けた時点において、公私協力基本計画の実施に必要な施設設備の整備をなお必要とする場合には、当該施設設備を無償若しくは廉価で貸与若しくは譲渡

し、又は当該施設設備の整備に要する資金を出えんするものとします。

② 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、授業料等の自己収入のみでは経費に不足を生じることとなると認められる場合には、公私協力基本計画で定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとします。

③ 協力地方公共団体の長は、上記①及び②の助成を受ける協力学校法人に対して、次のアからウの権限を有しています。

ア 助成に関し必要があると認める場合において、協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は協力地方公共団体の職員に協力学校法人の関係者に対して質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

イ 協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

ウ 協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

④ 上記①及び②の助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号））に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければなりません。

⑤ 協力地方公共団体の長又は協力学校法人の所轄庁が協力学校法人に対して、上記③による権限の行使等を行う場合には、相互に密接な連携を図りながら、これを行わなければならないものとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

公私協力学校の設置を進めることが、地方公共団体自らが公立学校を設置するといった他の方法より教育効果・効率性等の観点から適切だと認めた理由、公私協力基本計画の内容に関する事、公私協力学校の設置・運営を行うべき者の指定の要件に関する事、協力学校法人に対する支援の具体的内容に関する事、については、可能な限り詳細に記載するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

1. 特例を設ける趣旨

教員免許状を有しないが優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れるための特別免許状について、市町村教育委員会も特別免許状を授与することを可能とすることにより、市町村において地域の特性を生かした教育を実施することを、より支援しようとするものです。

2. 特例の概要

市町村教育委員会において、地域の特性を生かした教育の実施等の特別の事情に対応するため、

- (1) 特区において市町村が設置認可を行う学校を設置する株式会社が教員として雇用しようとする者（816との併用の場合）
- (2) 特区において市町村が設置認可を行う学校を設置する NPO 法人が教員として雇用しようとする者（817との併用の場合）
- (3) 特区において市町村が給与等を負担し、その教育委員会が教員として任命しようとする者

に、特別免許状を授与する必要があると認めるときは、その市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを可能とするものです。

都道府県教育委員会においては、従来どおり特別免許状を授与することができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特区認定の要件等について

本特例措置により特別免許状を授与する場合であっても、従来どおり、教育職員免許法第5条第3項に規定する「学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合」に、「担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有」し、「社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者」に対して授与するものであることに変わりはありません。

なお、基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中(3)における「その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情」とは、以下の(2)に掲げる教員として社会人を登用することが必要となるような事情であり、各学校の特色により様々な事情が想定されます。

特区法第12条（学校設置会社による学校設置事業）、第13条（学校設置非営利法人による学校設置事業）の規定による認定については、それぞれ、

816、817の規制の特例措置に関する記述を参照してください。なお、これらの認定申請の後、もしくは同時に本特例措置の認定申請を行うことは可能です。

(2) 授与対象者についての留意事項

基本方針別表1の830「特例措置の内容」の欄中(3)については、市町村費負担教職員、当該市町村が設置する高等学校又は中等教育学校の後期課程(市(指定都市を除く。)町村立学校の定時制を除く。)の教諭又は常勤講師、当該市町村が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の非常勤講師(教職員定数に換算されるもの(市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する非常勤講師)を除く。)が含まれます。

(3) 免許状の授与手続等について

特区認定を受けた市町村教育委員会は、都道府県教育委員会と同様に、授与権者として、教育職員検定を実施し、特例特別免許状の授与を行うことができます。なお、本特例措置の適用を受ける市町村教育委員会においては、事前に免許状の授与手続等に関して必要な事項を教育委員会規則において定める必要があります。また、免許状の失効や取上げ処分に関する事務(官報公告等)など、免許管理者として教育職員免許法等に定める免許事務を担うことになります。

(4) 教育職員免許法等に規定された免許事務の確実な実施について

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。このため、特区計画認定の同意は、免許事務に携わる職員が教育職員免許法に関する基本的な知識を有していること、特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準が適切に作成されていることなど、教育職員免許法及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。)に規定された免許事務の確実な実施が担保できた場合に行うこととします。

市町村教育委員会においては、免許事務が確実に実施できるよう、教員免許制度の十分な理解をはじめ、特例特別免許状の授与権者・免許管理者としての適切な事務を行うための体制確保等を行っていただく必要があります。なお、特区認定が取り消された場合であっても、本特例により授与した特別免許状に関しては、引き続き、授与した市町村教育委員会が免許管理者としての事務を行う必要があることに留意が必要です。

また、特別免許状の授与に係る教育職員検定の基準の策定にあたっては「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」（令和 6 年 5 月 8 日改訂）を参考にしてください（https://www.mext.go.jp/content/20240529-mxt_kyoiku_jinzai01-000014888_05.pdf に掲載）。

なお、令和 4 年 4 月 1 日以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった特定免許状失効者等に対して特例特別免許状を授与する場合、教育職員性暴力等防止法に基づき、市町村教育委員会に置く再授与審査会の意見を聴く必要があります。その上で、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況等により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、特例特別免許状を授与することができます（教育職員性暴力等防止法第 22 条、第 23 条）。再授与審査の基本的考え方や留意点等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定）を御確認ください（https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoiku_jinzai01-00011979_11.pdf に掲載）。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄の記載にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・上記 3.（1）を踏まえて、市町村教育委員会が特別免許状を授与する必要があると認める理由を具体的に記載してください。
- ・上記 3.（4）を踏まえて、特例特別免許状の授与権者及び免許管理者として免許事務を確実に行うための体制（市町村教育委員会内での人員確保、都道府県教育委員会との連携等）について具体的に記載してください。その際、教育職員免許法に定める事務のほか、教育職員性暴力等防止法第 15 条第 2 項に規定するデータベースへの記録、同法第 22 条に規定する再授与審査会への対応を確実に実施する旨についても記載してください。なお、都道府県教育委員会における免許事務においては、「教員免許管理システム」（※ 1）を用いて管理を行っているところ、同システムへの参画有無についても検討の上、参画しない場合は免許事務を行う上での対応（※ 2）を記載してください。

※ 1 各都道府県教育委員会保有の免許原簿情報をデータベース化し、一元的に管理するシステム。詳細は都道府県教育委員会の免許事務担当まで問い合わせください。

※ 2 特例特別免許状が失効又は取上げとなった者が発生した場合、その旨を授与権者である各都道府県教育委員会にその都度通知すること、特例特別免許状を授与する際、授与候補者が欠格事由（教育職員免許法第 5

条第1項)に該当しないか官報等により確認すること、及び再授与審査の対象であるか否か(他都道府県で特定免許状失効者等となっている場合も含む。)をその都度都道府県教育委員会に照会・確認すること(教育職員性暴力等防止法第22条第3項) など。

- ・ 830の認定を受けた市町村に対しては、これまでの実施状況に基づき、文部科学省から通知「特例特別免許状制度の運用について」(24文科初第557号・平成24年9月21日)が発出されています

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326527.htmlに掲載)。この内容を十分に留意し、教育職員免許法等の趣旨を踏まえた適切な特例特別免許状制度の運用を図るようお願いします。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

8 3 2 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

1. 特例を設ける趣旨

この事業は、構造改革特区制度の下で、一定の場合について大学設置基準等に求める校舎等に関する基準を適用しないこととすることで、従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育等の社会的な要請に応える大学の設置を促進するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その地域内にインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると判断して、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とするものです。

※大学（学部）の特例については、平成26年4月に全国展開済。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「インターネット大学」とは、「通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。したがって、卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求める等、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要がありますので、今回の特例措置の対象からは外れることになります。
- (2) また、「インターネット大学院大学」とは、「通信教育を行う研究科のみを置く大学院大学(学部を置くことなく、大学院のみが置かれている大学を指します。)であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの」を指します。
- (3) インターネット大学及びインターネット大学院大学について、「教育研究に支障がない」とは、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を

確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等であり、具体的には例えば以下のような実態を備えていることを指します。

- ① 通信障害が発生した場合に、ただちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることのできる体制を有していること
- ② コンピュータ等の操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することができるよう、原則として 24 時間態勢でのサポートが可能なヘルプデスク機能を有していること
- ③ チューター、メンター等のいわゆるティーチングアシスタントを備え、授業内容に関する学生からの質問に対応させるとともに、教員と協力して学生の指導にも当たらせることのできる体制を有していること
- ④ インストラクショナル・デザイナー等の専門的人材が、インターネットによる授業の設計、配信等に関与する体制を有していること
- ⑤ 特に学部段階の学生を対象とするインターネット大学については、対面でのコミュニケーションによる教育効果に考慮して、当該大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等施設を有していること

※ 特区計画の認定申請に当たっては、地方公共団体が、当該特区計画及び計画に基づく特定事業が「教育研究に支障がない」ということを、客観的に判断できる十分な材料を提示することが必要です。

- (4) なお、インターネット大学及びインターネット大学院大学の設置に当たっては、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣による認可を得ることが必要となりますので、御留意ください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

「特例措置の内容」として、当該地域でインターネットを利用した大学教育を推進することが必要とされる理由、及び、設置しようとするインターネット大学またはインターネット大学院大学が、「教育研究に支障がない」体制を備えているものと認められる理由について記載してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 3 4 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

1. 特例を設ける趣旨

学校の施設（以下「学校施設」という。）と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、学校施設と公の施設との一体的な利用や、耐震化、バリアフリー化等の総合的な整備の検討が促進されることや、複合施設の安全点検や利用許可などの管理業務についても、複数業務を一元的に行うことで、住民の便宜や行政の効率性のより一層の向上ができることから、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3. 基本方針の記載内容の解説

（１）「学校施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃等の事務が挙げられます。

また、「学校施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定等）、施設の設計・整備事業の実施、施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施等の事務が挙げられます。（学校施設の設置及び廃止そのものに係る事務並びに人事管理及び運営管

理は含まれません。)

(2) 「校舎その他の施設」について

校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を指します。

(3) 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校施設については余裕教室等が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているか等が挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするか等一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているか等が挙げられます。

(4) 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な人口の減少や増加を見越して学校施設の整備を緊急的に行わなければならない場合等、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

(5) 「学校施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校施設に余裕教室等が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合等において、学校施設を学校教育の目的に使用することだけでなく、社会教育の目的や、高齢者との交流スペース等教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(6) 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校施設と公の施設について一体的な計画を策定する等総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(7) 「学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について

例えば、学校施設と公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校施設と公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校施設の整備は、齟齬をきたさ

ないように行われるべきであると考えられます。

(8) 「学校における教育活動と密接な関連を有するもの」について

例えば、基本的な施設整備計画の策定等が想定されますが、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 以下の事項については可能な限り詳細に記載するようにしてください。

- ① 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
- ② 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
- ③ 学校における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及び手法等

(2) 認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

8 3 6 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

1. 特例を設ける趣旨

職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学を可能とすることにより、高度な技術力に加え研究開発能力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成を可能とするとともに、リカレント教育の促進等にも資するものです。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内（以下「特区内」という。）において、特定の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることなど）を修了した者で、特区内の特定の大学が、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学への編入学を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練」について

① 地域経済において不足している又は将来不足することが見込まれる人材や、地域の産業政策を推進するに当たり不可欠な人材について、その育成に必要となる教育及び研究並びに職業訓練をいうものです。

例えば、地域経済の活性化に向けて取り組んでいる又は取り組むこととしている製造業の高付加価値化や情報通信産業の集積を見込む中で、今後必要となる人材の育成・確保について、地域における大学や高等専門学校など、他の教育機関と連携して高度で実践的な人材の育成を行う必要がある場合などが想定されます。

（2）「職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的である」について

① （1）の教育及び研究並びに職業訓練を行うに当たり、職業能力開発短期大学校及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的と考えられる場合になります。例えば、次のような場合が想定されます。

・地域における産業政策の中で、大学、高等専門学校等の教育機関、職業能力開発短期大学校などの役割が明示され、一体となって連携して人材育成に取り組むこととしている場合。

・職業能力開発短期大学校と大学との間で個別に連携協定を結び高度な人

材育成に向けた取組を推進している場合。

・大学と職業能力開発短期大学校との間で単位認定制度を設けている場合。

(3) 「訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすもの」について

- ① 「文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則」(平成15年文部科学省令第17号)第7条第1項第2号の規定及び同規定に基づく職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準(令和4年8月31日文部科学省告示第116号。以下「特定高度職業訓練基準」という。)を満たすものになります。具体的には職業能力開発短期大学校が行う高度職業訓練であって、

ア 訓練期間が2年以上であること

イ 職業訓練指導員の数が、職業訓練を行う組織単位(以下「専攻科」という。)の属する訓練系の区分及び専攻科ごとの収容定員の区分ごとに、特定高度職業訓練基準の別表第1を満たすものであること

ウ 職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積が、専攻科の属する訓練系の区分及び専攻科ごとの収容定員の区分ごとに、特定高度職業訓練基準の別表第2を満たすものであること

エ 通信の方法により職業訓練を実施する場合には、その訓練時間は総訓練時間のうち5分の4を超えないものであること

を満たしていることが必要となります。

- ② 訓練時間の単位数への換算については、特定高度職業訓練基準第2条第1項により45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、訓練の実施方法に応じ、当該科目による教育効果、職業能力開発短期大学校での訓練時間外に必要な訓練等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の授業をもって一単位として、編入学先の大学において判断されるものになります。

なお、編入学先の大学は、修了研究、修了制作等の科目の訓練時間数については、これらに必要な訓練等を考慮して、単位数に換算することができます。

(4) 「学校教育法第90条第1項に規定する者」について

- ① 大学への編入学が認められる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項で規定されている要件を満たしている必要があります。具体的には、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の

課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者になります。

（５）「文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができる」について

- ① 職業能力開発短期大学校の修了者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した特定高度職業訓練の訓練期間に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができます。なお、編入学に当たっては、一般に、他の編入学希望者と同様に、各大学が課すいわゆる編入学試験に合格することが必要となります。

（６）「当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価」について

- ① 職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について、高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認められる者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価（第三者評価）を行い、その結果を公表する必要があります。
- ② 第三者評価の実施に当たっては、大学関係者や高等教育の評価を担う業務に従事する者を加えた会議体を設置するなど、適切な評価を実施するために必要な体制を整備するほか、評価の客観性・公正性・専門性の確保に留意する必要があります。

このため、編入学先の大学関係者を第三者評価の実施者とすることも可能ですが、これらの者が、例えば評価委員会の主査や委員長等の、評価を実質的に取りまとめる役職に就くことは適切ではありませんので、ご留意下さい。

- ③ 評価の具体的な内容としては、その特性に応じあらかじめ職業能力開発短期大学校が定める目標等に照らした特定高度職業訓練の実施状況について、大学における単位認定が可能な水準と認められるかどうかといった観点から、次のような項目例を設定した上で確認・検討を行うことが考えられます。
- ・体系的な訓練課程の編成の状況
 - ・個々の授業科目における訓練目標、授業科目の内容と方法、訓練計画及び成績評価基準等のシラバス等における明示の状況

- ・ シラバス等を踏まえた授業科目の適切な設計・実施の状況（適切な授業内容の配分や授業形態・方法の採用等の状況を含む。）
 - ・ 適正かつ厳正な成績評価及び単位認定の実施の状況 等
- ④ 職業能力開発短期大学校は、自ら実施した評価及び第三者評価の結果について、ホームページ等で公表するとともに、特区計画の認定を受けた地方公共団体に報告する必要があります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区計画（別紙）「5 当該規制の特例措置の内容」の欄では、規制の特例措置を活用することが必要な理由とともに、基本方針で定めた「同意の要件」に関する項目について記載してください。具体的には、3（1）～（6）の内容を記載してください。

5. 当該特例に関して特に重要な添付書類

- （1）職業能力開発短期大学校で実施する特定高度職業訓練の内容、訓練生数
- （2）特定高度職業訓練に係る職業訓練指導員数が分かる資料
- （3）特定高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積を示す図面等
- （4）評価体制（評価委員会の要綱など）
- （5）大学が職業能力開発短期大学校の訓練科目について単位認定が可能であることを確認したことを証する文書

8 3 7 国立大学法人による土地等貸付事業

1 特例を設ける趣旨

国立大学法人が、革新的な研究開発の成果を活用した施設の整備等を行おうとする者に対してその所有に属する土地等の貸付けを行う場合に、文部科学大臣の認可手続きを簡素化することで、民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時をとらえた事業の実施を促進するものです。

2 特例の概要

構造改革特別区域内（以下「特区内」という。）において、国立大学法人が、その業務とは直接関係なく、当該法人の所有する土地等（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 7 条第 3 項に規定する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。以下同じ。）を革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に貸し付ける場合には、文部科学大臣の認可を不要とし、文部科学大臣への事前の届出をもってこれに代えることとします。

3 基本方針の記載内容の解説

（１） 国立大学法人の所有に属する土地等の貸付けについて

本特例の適用に当たっては、国立大学法人法第 33 条の 3 に規定する文部科学大臣の認可が事前届出となることを除き、同条の規定等を踏まえ以下の要件を満たす必要があります。

① 国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲で行われること。

※「国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲」とは、以下のいずれにも該当しないことを指します。

（ア）国立大学法人等の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること。

（イ）国立大学法人等の財産の管理上支障の生じるおそれがあること。

（ウ）国立大学法人等の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地等の利用用途が以下に該当するおそれがあること。

i 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用すること

ii 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用すること

iii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以

下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものであること

iv 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用するものであること

(エ) その他国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

- ② 貸付けの対価を法人の研究基盤の強化や施設整備などの教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てる目的で行われること。
- ③ 貸し付けの対象は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該国立大学法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、当該国立大学法人等において将来的な使用予定はあるものの、当面これらのために使用されることが予定されていないものであること。
- ④ 特区計画の認定申請に当たり、特区法第4条第10項に規定する関係行政機関の長の同意を文部科学大臣及び財務大臣から得るために、4に掲げる事項の他、文部科学大臣及び財務大臣が必要と認める資料を添付すること。

(2) 「革新的な研究開発又は研究開発の成果を活用した施設の整備若しくは新たな事業の創出を行おうとする者」について

- ① 科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第2条第1項に規定するイノベーションの創出（科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな活動を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること）に資する革新的な研究開発や、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出・施設の整備を行おうとする者であることが必要です。
- ② 具体的には、例えば、スタートアップ企業が入居する地域のイノベーション拠点や、再生可能エネルギーの供給設備、最新テクノロジーを導入した商業施設の整備を行おうとする者への土地等の貸付けが想定されます。

(3) その他

- ① 土地等の貸付けに当たっては、必要に応じて、国立大学法人等が使用する部分と貸し付ける部分の動線を分離する等、安全管理にも配慮するとともに、貸し付ける部分の土地等において、第三者との権利関係を十分に調査して確認をしておくことが必要です。

また、貸付ける土地を別敷地とした際の法的要件の影響や今後の施設整備における支障等についても十分に検討して下さい。

- ② 地方公共団体は、特区計画の内容に沿った土地等の貸付けが行われてい

ること、文部科学大臣への事前の届出が行われていること等を確認するなど、国立大学法人とよく連携して下さい。

4 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 特区計画の記載及び添付書類の内容について

特区計画の記載及び添付書類により、「国立大学法人法第33条の3に基づく土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可基準」(平成29年2月21日 文部科学大臣決定。以下「認可基準」という。)第4及び第6から第13までに記載する事項が満たされていることを確認できるようにして下さい。

(2) 添付書類について

下記①～③の書類を添付して下さい。

- ① 土地等の貸付けに係る国立大学法人等において定める規則
- ② 貸付相手方を入札により選定する場合の入札公告(ひな形)
- ③ 貸付契約書(ひな形)

※なお、申請後①～③の書類に変更があった場合は、変更後のものをすみやかに提出して下さい。

また、申請時に貸付け予定が判明している範囲において、認可基準第1の1に記載する以下の内容を記載した申請書及び添付資料を添付して下さい。

【認可基準第1の1に記載する申請書で記載を求める内容】

- ・所在地
- ・区分(土地の貸付け／建物の貸付け／建物以外の土地の定着物の貸付け)
- ・面積
- ・当該土地等が現に使用されていない理由
- ・貸付期間終了後の当法人における将来的な当該土地等の使用予定
- ・貸付先用途
- ・対価の算定方法及び使途
- ・契約方法
- ・貸付期間
- ・輸出管理体制等の整備状況

【添付資料】

- ・貸付けを行おうとする土地等の配置図及び平面図
- ・貸付けを行おうとする土地等の貸付期間終了後の当該国立大学法人等における使用用途が分かる計画などを記した資料